都城市男女共同参画センター広報誌

Vol. 14

The Miyakonojo Center For Gender Equality

～ News Letter ～

Index／育児休業制度

・令和５年度宮崎県「男女共同参画功労賞」および「女性のチャレンジ賞」表彰者の紹介
・男女共同参画センターの活動紹介

男女共同参画社会の実現に必要なこと

人口減少・少子高齢化が進む中、豊かで活力のある社会を築いていくためには、女性の活躍は不可欠です。しかし、日本はジェンダーギャップ（男女格差）が大きく、他の先進国と比べて、女性の力が社会で十分にいかされていない現状があります。そのため、社会で活躍したいと望む女性が、様々な壁にはばまれることなく、その思いを実現できるよう、男性を含めた働き方の見直しや働きやすい環境整備など、女性の活躍を支えるさまざまな取組が必要です。

都城市が今年度発表した市民意識調査（ふれあいアンケート）の結果

問 5-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。

全 体

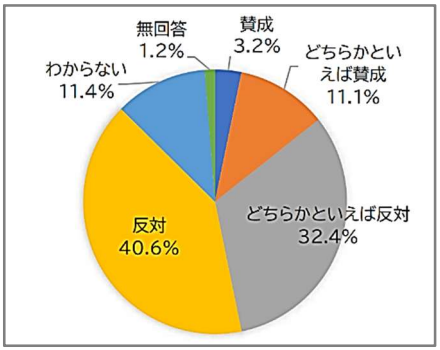

男女別

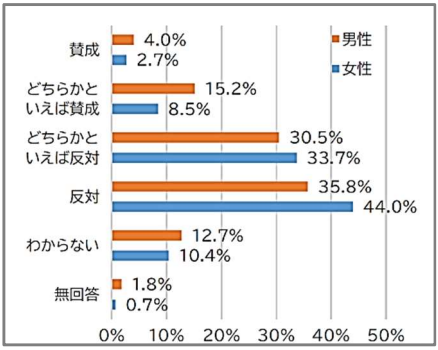

育児休業制度等を利用しましょう

今、仕事をしながら、子育てや介護などをする人が増えています。持続可能で安心して生活できる社会をつくるためには、仕事と育児・介護の二者択一を迫られることなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。一人ひとりが自分のワーク・ライフ・バランスを実現できるように、男女共に、育児休暇制度等を利用しましょう。

厚生労働省が発信する
両立のヒントはこちら

育児休業制度特設サイト

先輩パパたちの声

育児休業制度等

育児・介護休業法に基づき、次のような制度が利用できます。

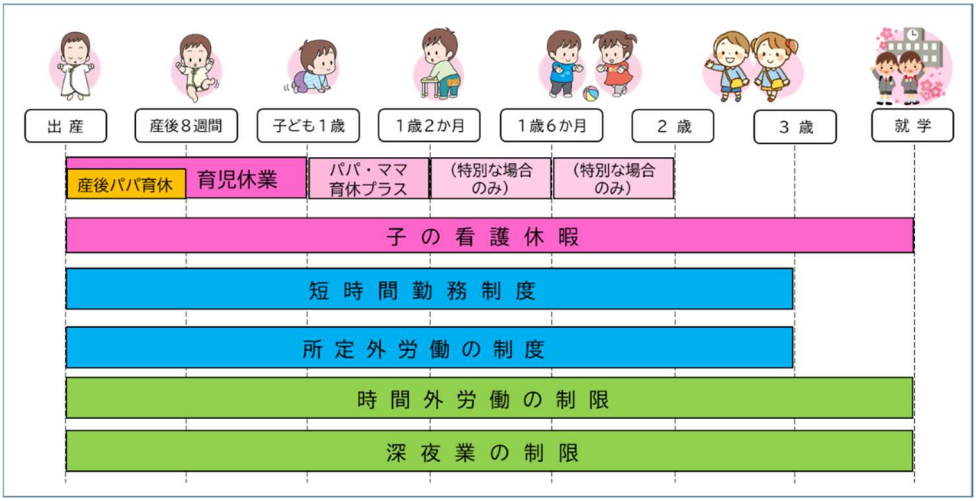

制度の利用対象者

子育て中の男女労働者が利用できます。

・パートやアルバイトなど雇用期間の定めがある労働者も一定の要件を満たせば利用できます。
・会社によっては、労使協定で一定の労働者を対象外にしている場合があります。自分が制度を利用できるのか分からない場合は会社に確認してください。
・日雇従業員については、いずれの制度も利用できません。

育児休業中の経済的支援

・雇用保険の被保険者が育児休業をした場合、一定要件を満たせば、育児休業給付金が支給されます。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。
・社会保険料の免除等もあります。詳しくは、年金事務所または健康保険組合にお問い合わせください。

事業主の皆様へ

男女とも仕事と育児が両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われています。

令和4年4月1日施行

1. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
   - 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
   - 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

全企業が対象

令和4年10月1日施行

3. 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
4. 育児休業の分割取得

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止、ハラスメントの防止

男女雇用機会均等法及び育児休業法では、妊娠・出産や、法に基づいた制度の申出・休業等の取得を理由に、事業主が労働者に対して不利益な取り扱いを行うことを禁止しています。また、上司や同僚等からのハラスメントを防止する措置を講じるように定めています。

令和5年4月1日施行

5. 育児休業取得状況の公表の義務化
   育児休業等の取得の状況を年１回公表することが義務付けられています。

従業員数 1,000 人超の企業が対象

「子育てサポート企業」認定マーク

くるみん、プラチナくるみんマークとは、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【参考資料】厚生労働省ホームページ、都道府県労働局雇用環境・均等部（室） 発行パンフレット

令和5年度　宮崎県
「男女共同参画功労賞」および「女性のチャレンジ賞」表彰者の紹介

宮崎県では、男女共同参画社会づくりに功労のあった方や、女性の参画が少ない分野へのチャレンジ、出産・育児後の再チャレンジなどで活躍している方々に対し、毎年、表彰を行っています。

この度、本年度の「男女共同参画功労賞」を元野広慈（もとのこうじ）さん（都城市在住）が、「女性のチャレンジ賞」を河野美帆（かわのみほ）さん（都城在住）が受賞されました。

◆ 元野（もとの）　広慈（こうじ）さん　【男女共同参画功労賞】

平成12年、宮崎県初の男女共同参画イベント「みやざき男女共同参画フェスタ2001 in 都城」の実行委員を務めたほか、平成13年、都城市男女共同参画懇話会委員に就任し、都城市男女共同参画社会づくり条例の制定に向けて尽力した。

市民活動団体SIESTA（シエスタ）の会長として男女共同参画に係る講演会や研修会を行うなど、男女共同参画社会づくりに多大な貢献をされている。

◆ 河野（かわの）　美帆（みほ）さん　【女性のチャレンジ賞】

南九州地域では数少ない女性の「子どものこころ専門医」として都城市で児童・思春期精神科専門外来を設置し、地域の子どもと家族に対する専門的なサポートを提供している。

また、児童思春期医療に関する九州研修会代表理事及び宮崎支部長として、九州地域全体のチームと連携し、児童思春期精神医療の活性化に大きく貢献されている。

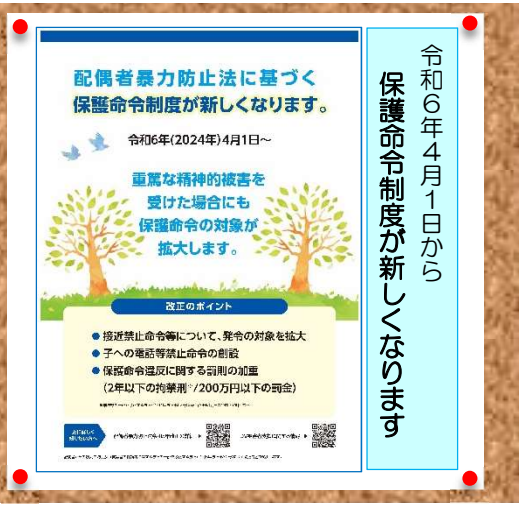

男女共同参画センターの活動紹介

都城市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな講座の開催と啓発活動を行っています。

11/18(土)

地域連携公開講座を開催

～「多様な性」の教育を受けなかった「あなた」へ～

性同一性障害の当事者である黒木瑞季（くろきみずき）さんを講師に迎え、南九州大学との共催で地域連携公開講座を開催しました。多様な性への理解を深め、すべての人が自分らしく生きられる社会のあり方を考える講演会となりました。多くの方の参加をいただきましたが、皆さん、黒木さんの心に響くお話に熱心に聞き入っていました。

参加者の感想

性同一性障害の方の苦悩をお聞きすることがなかったので、話を聞いて心が絞めつけられました。自分で選べることの大切さ、そんな社会を作っていけるように奮闘されている黒木様の力強い講演に胸を打たれました。

一個人としてできることはとても小さいですが、まずは自分自身がＬＧＢＴＱ、ＳＯＧＩといった考え方をしっかり理解していきたいと思います。

ホームページにて、その他の感想を読むことができます。

11/12(日)
～
11/25(土)

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 PR イベントを開催

○ パネル展の開催

○ パープル・ライトアップの実施

市役所本館 1 階市民サロンにてガールスカウト宮崎県第13団と共同でパネル展を行いました。女性に対する暴力にはどのようなものがあるのか、暴力の背景、相談窓口などを紹介しました。会場に設置したツリーには、来場者から書いていただいた「暴力に苦しんでいる方へ寄り添うメッセージ」や「暴力のない社会に向けたメッセージ」を飾りました。

メッセージツリーは、パネル展終了後から1月末まで、センター入口に飾りました。

【寄せられたメッセージの一部を紹介します】

今、苦しい思いを人知れずしているあなたへ...
誰かに話してね。
私も経験者です。
いっしょだから...

暴力はたくさんの弊害を生んでいきます。今だけでなく未来もです。被害者だけでなく、その周りの方たちにもいろんな影響があります。 まずはどちらも相談して欲しいです。

今年は、市役所正面玄関横で、「パープル・ライトアップ」を初めて実施しました。

「パープル・ライトアップ」には、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して、「一人で悩まずに相談してください」というメッセージが込められています。

11/25(土)

「Wリボン」&「消費生活センター」PRキャンペーン in 道の駅 NiQLL

女性に対する暴力をなくす運動&児童虐待防止月間の街頭啓発を、都城市・三股町消費生活センターPRキャンペーンと合同で行いました。ガールスカウト宮崎県第13団・第22団の団員の皆さんも一緒に活動いただきました。会場は多くの来場者で賑わい、ワークショップも盛況でした。たくさんの方にそれぞれの啓発について知っていただく、大変有意義な機会となりました。

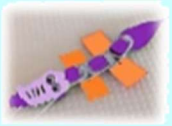

ワークショップでは、卓上カレンダーづくり、ワニさんクラフト、風船工作にたくさんの方に参加していただきました。

都城市男女共同参画センターのご案内

女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますの、ひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料です。秘密は守ります。

電話相談
相談時間30分まで
※男性利用可

面接相談
相談時間60分まで
※要予約

【相談専用電話　0986－23－7157】

相　談　日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：10:00～16:00

メールで、女性総合相談の予約・変更・キャンセルができます。

相談予約受付 HP

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

専門相談

毎月専門相談を行っております。性別は問いません。事前に予約が必要ですので、相談専用電話までお問合せください。開催日は変更にある場合があります。

こころの相談
女性臨床心理士
第3火曜日
10:00～12:00

法律相談
女性弁護士
第4火曜日
13:00～16:00

就職支援
サポステ出張相談
若者サポートステーション
第4木曜日
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

セミナー・出前講座

当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先　0986-23-2121

都城市男女共同参画センターHP

発行/都城市男女共同参画センター
〒885-8555　都城市姫城町６街区２１号（都城市役所北別館２階）
TEL 0986-23-2121 ／ FAX 0986-21-3034
E-Mail:danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和６年３月